

管理技術者の兼務条件の見直しについて（お知らせ）

土木建築局建設産業課

1 趣旨

測量・建設コンサルタント等業務について、人材の有効活用を図るため、管理技術者の兼務条件の見直しを行う。

2 内容

契約金額4,500万円以上の業務における専任区分を廃止し、契約金額500万円以上の業務における兼務条件を見直す。

	改正前	改正後
4,500万円以上	原則として専任 ただし技術士又は一級建築士は当該業務の外に10件以上又は契約金額（業務分野を特定して配置している業務については当該業務分野別金額）の総額が5億円を超える業務の管理技術者の兼務不可	管理技術者又は担当技術者として従事する業務の契約金額の総額が5億円、または、件数が10件を超えないこと 【主な変更点】 ・専任区分の廃止 ・兼務条件の緩和(技術士等要件の廃止) ・兼務制限の対象拡大 (担当技術者として従事する業務)
500万円～ 4,500万円未満	当該業務の外に5件以上の業務（500万円以上4,500万円未満の業務）の管理技術者の兼務は不可	
500万円未満	兼務制限の対象外	同左

※「従事する業務」は、特定後未契約のもの及び落札決定後未契約のものを含み、発注者との契約金額が500万円以上の業務をいう。

（留意事項）

- 業務の一部のみに従事する技術者であっても、全履行期間及び契約総額で評価する。
- 変更契約により、履行期間または契約金額が変更された場合、変更後の履行期間及び契約金額により評価する。
- 履行期間中に変更契約により兼務制限を超えた場合、遅滞なく報告すること。その上で、当該管理技術者が業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、同等以上の技術者への交代を求める場合がある。

3 「従事する業務の契約金額」の算定方法

契約期間	受注形態	算定方法
単年契約	単体企業	契約金額
	設計共同体	契約金額×出資比率
複数年契約	単体企業	契約金額×各年度の履行月数÷履行期間の総月数
	設計共同体	契約金額×各年度の履行月数÷履行期間の総月数×出資比率

※ 月数は日数が1日以上であれば1月として扱う。

※ 複数年契約は、単年度契約後履行期間を次年度に延長したものも含む。

※ 部分引渡し後の契約金額は、部分引渡しに係る業務委託料を除く額とする。

(部分引渡しに係る業務委託料=指定部分(引渡部分)に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料))

4 施行期日

令和8年6月1日以降に指名等する業務から実施する。

なお、従前の取扱いにより、契約済の業務または指名等を行った業務についても、この取扱いの対象とする（入札手続き中の業務は、契約後から対象とする。また、契約済の業務で新基準を超えた配置を行っている場合の技術者の変更等は要さない。）